

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月12日同意した。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名
まんのう町	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）福家本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）椿谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）薬師堂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）西田井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）公文地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）中大宮地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）杉上上所地区